

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市草島古川6番地
氏 名 株式会社石橋
(法人にあっては、名称 代表取締役 石橋 隆二
及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和5年6月13日

許可の有効年月日 令和12年6月12日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、

水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、

特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（以上13種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和52年3月17日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	第 1 8 9 号
平成3年6月13日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	第 3 - 1 1 号
平成8年6月13日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1608008772
平成13年6月13日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1603008772
平成16年10月26日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1603008772
平成18年7月11日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1608008772
平成19年3月16日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	1608008772
平成23年6月13日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01603008772
平成28年7月12日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01608008772

5. 積替え許可の有無

有 【富山市】許可番号 08515008772

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山市の区域を除いた富山県の区域にのみ及ぶ。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市草島古川6番地
氏 名 株式会社石橋
(法人にあっては、名称 代表取締役 石橋 隆二
及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 石井 隆



許可の年月日 令和2年10月13日
許可の有効年月日 令和9年9月13日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）
感染性産業廃棄物
（以上1種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年9月14日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	1655008772
平成10年9月14日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1650008772
平成15年9月14日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1655008772
平成20年9月14日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01650008772
平成25年9月14日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01655008772

5. 積替え許可の有無

有 【富山市】 許可番号 08562008772

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山市の区域を除いた富山県の区域にのみ及ぶ。

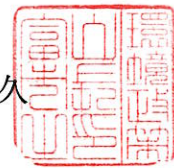
富山市一般廃棄物処理業許可証

富山市草島古川6番地
株式会社石橋
代表取締役 石橋 隆二 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

令和6年3月27日

富山市長 藤井 裕 久



許可番号	31008772
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
事業の区分	収集運搬業（積替え・保管を除く。）
事業の範囲	事業系一般廃棄物の可燃物 （特別管理一般廃棄物であるものを除く。）
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">「富山地区広域圏クリーンセンター」又は富山市内の「一般廃棄物処分業許可業者の処理施設」へ搬入すること。「一般廃棄物収集運搬車両証」を交付した車両以外の車両を使用しないこと。「一般廃棄物収集運搬車両証」を、車両の運転席側のダッシュボードに表示すること。毎月の処理状況を、翌月の5日までに、富山市一般廃棄物処理状況報告書(様式第8号)により市長に報告すること。 <p>関係法令等に違反したとき、又は前各号の条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。</p>
許可の更新又は変更の状況	平成30年4月1日 更新許可 令和2年4月1日 更新許可 令和4年4月1日 更新許可

許可番号 08525008772

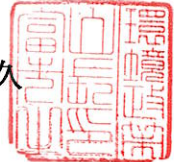
産業廃棄物処分業許可証

住所 富山県富山市草島古川6番地
氏名 株式会社石橋
代表取締役 石橋 隆二
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井 裕久



許可の年月日 令和5年11月30日

許可の有効年月日 令和12年11月29日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

処分の方法	産業廃棄物の種類
中 間 処 理 破砕・選別	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (これらのうち自動車等破砕物であるものを除く。) (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) (以上7種類)
圧縮・減容	金属くず (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (石綿含有産業廃棄物であるものを除く。) (以上1種類)
破砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (これらのうち自動車等破砕物であるものを除く。) (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く。) (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。) (以上3種類)

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号	数量
破砕・選別施設	富山市古川字川原1005番地	平成18年11月8日	4.7 t/日			1
圧縮・減容施設	富山市古川字川原1005番地	平成18年11月8日	2.2 t/日			1
圧縮・減容施設	富山市古川字川原1005番地	令和5年5月16日	2.9 t/日			1
破砕施設	富山市古川字川原1005番地	平成29年12月22日	1.9 t/日			1

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年11月30日 【新規許可】 許可番号 08528008772

平成23年11月30日 【更新許可】 許可番号 08523008772

平成28年11月30日から平成28年12月14日まで法第14条第3項に該当

平成28年12月15日 【更新許可】 許可番号 08528008772

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無

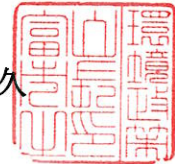
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市草島古川6番地
 氏 名 株式会社石橋
 (法人にあっては名称
 及び代表者の氏名) 代表取締役 石橋 隆二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井 裕久



許可の年月日 令和5年6月13日

許可の有効年月日 令和12年6月12日

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
 収集運搬（積替え・保管を含む。）
 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 （これらのうち自動車等破砕物であるものを除く。）
 （石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
 （水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）
 （これらのうち水銀含有ばいじん等であるものを除く。）
 （以上8種類）
 収集運搬（積替え・保管を除く。）
 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 （石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
 （以上5種類）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 別表のとおり
- 許可の条件
 なし
- 許可の更新又は変更の状況
 平成19年6月6日【変更許可】 許可番号 8519008772
 平成23年6月13日【更新許可】 許可番号 08513008772
 平成28年6月13日から平成28年7月19日まで法第14条第3項に該当
 平成28年7月20日【更新許可】 許可番号 08518008772
- 積替え許可の有無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無は不要とすること。

別表

保管場所の所在地	保管場所の面積	産業廃棄物の種類	保管量の上限	保管高さの上限
富山市草島古川 15番地14	24.0m ²	汚泥	48.0m ³	—
	14.4m ²	汚泥	50.4m ³	—
	4.5m ²	廃油	15.75m ³	—
	14.4m ²	廃油、廃プラスチック類	50.4m ³	—
	4.5m ²	廃酸、廃アルカリ	15.75m ³	—
	7.2m ²	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類	25.2m ³	—
	7.2m ²	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類※1	25.2m ³	—
	14.4m ²	汚泥、金属くず※2	34.6m ³	—
	0.81m ²	汚泥、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラ スチック類、金属くず、 ガラスくず、コン クリートくず及 び陶磁器くず※3	1.46m ³	—
	10.0m ²	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類	10.0m ³	—
10.0m ²	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類※1	10.0m ³	—	

※1 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

※2 廃電池類に限る。

※3 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

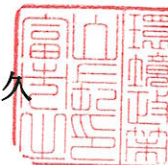
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市草島古川6番地
氏 名 株式会社石橋
〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 石橋 隆二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井 裕久



許可の年月日 令和2年10月13日

許可の有効年月日 令和9年9月13日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

収集運搬（積替え・保管を含む。）

感染性産業廃棄物

（以上1種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年9月14日 【更新許可】 許可番号 8565008772

平成20年9月14日 【更新許可】 許可番号 08560008772

平成25年9月14日 【更新許可】 許可番号 08565008772

令和2年9月14日から令和2年10月12日まで法第14条の4第3項に該当

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表

保管場所の所在地	保管場所の面積	産業廃棄物の種類	保管量の上限	保管高さの上限
富山市古川字川原 1005 番地	19.36m ²	感染性産業廃棄物	46.46m ³	—
富山市草島古川 15 番地 14	47.45m ²	感染性産業廃棄物	142.35m ³	

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 富山県富山市草島古川6番地

氏名 株式会社石橋 代表取締役 石橋 隆二
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年 3月 7日
令和13年 3月 6日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類 以上9種類
(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成24年 3月 7日 新規許可
- (2) 平成29年 3月 7日 更新許可 (優良基準適合認定)
- (3) 令和 2年 5月13日 変更許可
 - ・ 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥を追加
- (4) 令和 6年 3月 7日 更新許可 (優良基準適合認定)

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 01852008772

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県富山市草島古川6番地

氏 名 株式会社石橋 代表取締役 石橋 隆二
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年 3月 7日
令和13年 3月 6日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物 以上1種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 平成24年 3月 7日 | 新規許可 |
| (2) 平成29年 3月 7日 | 更新許可 (優良基準適合認定) |
| (3) 令和 6年 3月 7日 | 更新許可 (優良基準適合認定) |

5. 積替え許可の有無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 第06000008772号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 富山県富山市草島古川6番地

名称 株式会社 石橋 代表取締役 石橋 隆二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

金沢市長 山野 之 義



許可の年月日 令和 3年 7月14日

許可の有効年月日 令和10年 6月30日

1. 事業の範囲

廃棄物の種類	許可	特記事項	廃棄物の種類	許可	特記事項
燃え殻	×		動物系固形不要物	×	
汚泥	○	含水率85%以下のものに限る。	ゴムくず	○	
廃油	○		金属くず	○	
廃酸	○		ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	○	
廃アルカリ	○		銧さい	×	
廃プラスチック類	○		がれき類	×	
紙くず	×		動物のふん尿	×	
木くず	○		動物の死体	×	
繊維くず	×		ばいじん	×	
動植物性残さ	○		政令第13号廃棄物	×	
自動車等破砕物	×		水銀使用製品産業廃棄物	○	
石綿含有産業廃棄物	○		水銀含有ばいじん等	×	

[備考]
1 これらのもののうち特別管理産業廃棄物を除く。

※表中の「○」は取扱いができるもの、「◎」は積替え・保管ができるもの、「×」は取扱いができないものを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	7月	4日	当初許可	平成22年	7月	4日	更新許可
平成26年	7月	1日	更新許可	令和3年	7月14日		更新許可

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 富山県富山市草島古川6番地

名称 株式会社 石橋

代表取締役 石橋 隆二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

金沢市長 山野 之義



許可の年月日 令和3年7月14日

許可の有効年月日 令和10年6月30日

1. 事業の範囲

取扱廃棄物の種類

(1)積替え・保管を除く

①感染性産業廃棄物

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年	7月	1日	当初許可	平成21年	7月	1日	更新許可
平成26年	7月	1日	更新許可	令和3年	7月	14日	更新許可

5. 積替え許可の有無

存 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号06551008772

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住 所 富山県富山市草島古川6番地

氏 名 株式会社 石 橋 代表取締役 石 橋 隆 二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する

京都市長 門 川 大 作



許可の年月日 令和 3年 7月 27日

許可の有効年月日 令和 10年 5月 27日

- 事業の範囲
積替え保管を含まない収集運搬
①感染性産業廃棄物
以上1種類
- 積替え保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- 許可の条件
- 許可の更新又は変更の状況
平成16年 5月28日 新規許可
平成21年 5月28日 更新許可
平成26年 5月28日 更新許可 (優良認定)
令和 3年 7月27日 更新許可 (優良認定)
- 規則第10の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無



滑川市指令生第85号

一般廃棄物収集運搬業許可証

富山市草島古川6番地
株式会社石橋
代表取締役 石橋 隆 二

令和4年7月11日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和4年7月29日

滑川市長 水野 達夫



事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物の可燃物、木くず、古紙
	収集又は運搬の別	収集及び運搬
事業の区域	滑川市内一円	
許可の有効期限	令和4年8月1日から令和6年7月31日まで	
許可の条件	<p>(1)一般廃棄物の処分にあたっては、富山地区広域圏クリーンセンターへ搬入し処分するか、富山県又は富山市が設置許可した処理施設において資源化すること。</p> <p>(2)申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。</p> <p>(3)許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(4)一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。</p> <p>(5)業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。</p> <p>(6)事業範囲は作業計画に記載された範囲とする。</p> <p>(7)毎月の収集量を翌月の10日までに市長に報告すること。なお、必要に応じて計量証(写)等の提出を求められることがある。</p> <p>(8)関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。</p>	

様式第12号（第18条関係）

一般廃棄物処理業許可証

住所（所在地）

富山市草島15-14

氏名（名称及び代表者氏名）

株式会社 石橋

代表取締役 石橋 隆二 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の許可を受けた者であること

を証します。

令和5年3月14日

射水市長 夏野元志



許 可 番 号	射環許可第5-15号
許 可 期 間	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
事 業 の 範 囲	事業系一般廃棄物及び市が処理困難である一般廃棄物
事 業 区 域	射水市内
許 可 の 条 件	法及び条例等の関係法令を遵守し、当該廃棄物の取扱能力を最大限に発揮するとともに、住民サービスに万全を期すること。 毎月の収集量を翌月の5日まで射水市環境課へ報告すること。
許可の更新又は変更の状況	射環許可第3-5号を更新



様式第3号（第9条関係）

舟発第666号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山市草島古川6番地

氏 名 株式会社 石橋

令和4年7月11日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、下記のとおり許可します。


令和4年7月12日

舟橋村長 古越邦男



事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
	収集又は運搬の別	収集及び運搬
事業の区域	舟橋村全域	
許可の有効期限	令和4年7月12日から令和6年7月11日まで	
許可の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。 (2) 毎月の収集運搬状況を翌月の10日までに村長に報告すること。	

様式第3号（第9条関係）

上市町指令町第273号		
住所（所在地） 富山県富山市草島古川6番地 氏名（名称及び） 株式会社石橋 代表者氏名） 代表取締役 石橋 隆 二		
一般廃棄物収集運搬業許可証		
令和4年8月29日付けで許可の申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、 次のとおり許可します。		
令和4年8月31日		
上市町長 中川 行孝 		
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系及び家庭系一般廃棄物
	収集又は運搬の別	収集 及び 運搬
事業の区域	上市町全域	
許可の有効期限	令和4年11月1日から 令和6年10月31日まで	
許可の条件	(1) 一般廃棄物の処分にあたっては、「富山地区広域圏クリーンセンター」への搬入において処理すること。 (2) 許可証は他に譲渡、または貸与してはならない。 (3) 毎月の処理状況を、翌月10日までに町長に報告すること。 (4) 関係法令及び、上市町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に違反したとき、または前各号の条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。	



様式第8号(第9条関係)

立 住 第 7 2 3 号
令和 6 年 3 月 6 日

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 許可証
浄化槽清掃業

住 所 富山県富山市草島古川6番地
氏 名 株式会社 石橋
代表取締役 石橋 隆二 様

立山町長 舟橋 貴之



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
浄化槽法第35条

の規定により、次のとおり許可を受けた者

であることを証します。

許可年月日	令和6年4月1日	許可番号	令和5年度許可No42
事務所の所在地及び名称	富山県富山市草島古川6番地 株式会社 石橋		
事業場の所在地	富山県富山市古川1番地1・2番・4番		
事業の範囲	1. ごみ		
許可の有効期限	令和8年3月31日		
許可の更新、変更の状況	平成28年4月1日 更新許可 令和2年4月1日 更新許可 平成30年4月1日 更新許可 令和4年4月1日 更新許可		
条 件	区 域	立山町(事業系・家庭系)	
	搬入先	可燃: 富山地区広域圏クリーンセンター 金属: ハリタ金属 古紙: 古紙回収業者 生ごみ: 富山グリーンフードリサイクル(株)	
	法の遵守等	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び立山町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、その他関係法令を遵守すること。 ② 自動車検査証に定める積載量を厳守すること。過積載の事実が確認された場合は、許可を取り消す場合があります。	

教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、立山町長に対して、審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、立山町を被告として(立山町長が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。